

議案第 1 号

姫路市屋外広告物条例施行規則
の改正について
(公共広告物の表示内容の規定)

令和 4 年 1 1 月 2 1 日
まちづくり指導課 都市景観指導室

1

公共広告物の表示内容の規定／改正の概要

公共広告物の条件

- ・ 国、地方公共団体、その他公共的団体が設置するもの
- ・ 公共的目的をもって設置するもの

表示内容に関する規定を追加



協賛者名が表示可能

2

公共広告物の表示内容の規定／現状の取扱い

協賛者を表示する広告物の例

広告物の設置・維持管理に要する費用を抑制するため、協賛者を表示したい。

とび出し注意!!
〇〇自治会
ABC株式会社

広告物のイメージ

【公共的団体が広告物を掲出する場合】

	禁止地域以外	禁止地域
公共的内容のみを表示（公共広告物）	許可不要	許可不要
協賛者を表示（公共広告物ではない）	許可が必要	許可できない

▶協賛者を表示する広告物は、住居専用地域で掲出不可

3

公共広告物の表示内容の規定／改正の方向性

- 自治会等による住民自治の促進
- 公民連携による持続的な行政運営

に寄与するため、公共性を逸脱しない範囲で協賛者の表示を認める

公共広告物の条件の追加

- 国、地方公共団体、その他公共的団体が設置するもの
- 公共的目的を持って表示するもの
- 協賛者名等を表示する場合、総面積の1/5以下とする
- 設置者の名称を表示

すでに条例で規定 ←

新たに施行規則で規定

4

公共広告物の表示内容の規定／協賛者名を表示する面積の上限

飛び出し 注意！
○○自治会
スーパー●●●
姫路○○店
1/4

飛び出し 注意！
○○自治会
スーパー●●●
姫路○○店
1/5

飛び出し 注意！
○○自治会
スーパー●●●姫路○○店
1/10

兵庫県、芦屋市の公共広告物の
寄贈者の表示面積の上限

5

今後のスケジュール

姫路市景観・広告物審議会（本審議）
（令和4年 11月21日）

建設委員会にて報告
（令和4年 12月頃）

施行規則改正
（令和5年 1月頃）

施行
（令和5年 4月）

6